

土木構造物の調査に関するアドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市道整備等に伴い支障となる歴史的価値が高いと判断される土木構造物について、専門的知見から支援、助言を得ることを目的として、土木構造物の調査に関するアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、構造物調査や材料物性調査等に関し、専門的知識と経験を有するものから市長が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は1年とし、再任を妨げない。

3 次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、市長は、前項の規定にかかわらず、アドバイザーを解嘱することができる。

(1) アドバイザーが職務の遂行ができなくなったとき

(2) アドバイザーから辞退の申し出があったとき

(3) アドバイザーを設置する必要がなくなったとき

(4) その他、市長が特別の理由があると認めるとき

(職務)

第3条 アドバイザーは、専門的知識、経験等に基づき、次の支援、助言を行う。

(1) 構造物外観調査に関する支援、助言

(2) 材料物性試験に関する支援、助言

(3) その他、市長が必要と認めるものに関する支援、助言

(報酬等)

第4条 アドバイザーに給与、報酬、謝礼金等は支給しない。ただし、函館市職員等の旅費に関する条例（平成2年函館市条例第22号）第3条第4項に基づき、旅費を支給することができる。

(遵守事項)

第5条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 アドバイザーは、専門的立場から公平性をもって職務を実施するものとし、もっぱら自己の利益を図ることのみを目的とした支援、助言を行ってはならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月29日から施行する。